

令和6年9月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和6年9月9日（月）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。（11時17分）

これより教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

【報告事項】

- 教育委員会の点検・評価について（資料1）
- 徳島県学校教育情報化推進計画の進捗状況について（資料2）
- 県立高校一人1台端末環境の復元について（資料3）
- 通学区域制に関する有識者会議の概要について（資料4）
- 県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程における令和7年度使用高等学校用教科用図書採択結果の概要について（資料5－1、5－2）
- 徳島県子どもの読書活動推進計画（第5次推進計画）（案）について
（資料6－1、6－2）

中川教育長

それでは、9月定例会に提出予定の教育委員会関係の議案等につきまして御説明いたします。

お手元のタブレットの文教厚生委員会説明資料の3ページを御覧ください。

一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額の欄に記載のとおり合計で635万3,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で839億5,058万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄のとおりでございます。

続きまして、課別主要事項説明により、各課の事項について御説明させていただきます。

5ページを御覧ください。

教育DX推進課でございます。

総合教育センター費の摘要欄①のア、ネットワーク強化による学習指導高度化事業の635万3,000円は、クラウド環境を活用した業務の効率化や外部連携の促進、データ連携による新たな学習指導の高度化に取り組むための経費でございます。

6ページを御覧ください。

（２）繰越明許費でございます。

施設整備課の教育財産取得及び管理費では、鳴門渦潮高校旧撫養キャンパスの体育館の解体工事に係る経費として1億9,500万円を、高校施設整備事業費では、県立学校施設の長寿命化や体育館の空調工事等に係る経費として33億1,904万4,000円を、特別支援学校施設整備事業費では、特別支援学校における維持修繕に係る経費として5,574万4,000円を、特別支援教育課の特別支援学校施設整備事業費では、国府支援学校における外構工事の実施設計に係る経費として1,550万円をそれぞれ繰り越すこととしております。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、6点御報告をさせていただきます。

お手元のタブレットの資料1を御覧ください。

教育委員会の点検・評価についてでございます。

教育委員会の点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学識経験者の知見を活用し、教育委員会の権限に属する事務の管理、執行状況について点検、評価を行っているものでございます。

今年度は、令和5年度の点検、評価を行い、教育委員会の点検・評価として取りまとめ、去る9月2日に県議会議長宛てに提出いたしました。

以下、概要につきまして御説明させていただきます。

資料の7ページを御覧ください。

教育委員会の活動報告といたしまして、教育委員会の組織、会議等の開催状況、8ページに移りまして、その他の活動につきまして記載しております。

11ページを御覧ください。

点検・評価項目成果指標実績値一覧表でございます。

徳島県教育振興計画（第4期）における18の推進項目について、令和5年度の実績値等を12ページにかけて記載しております。

15ページを御覧ください。

点検・評価結果といたしまして、推進項目ごとに成果指標の進捗状況等を記載するとともに、取組状況を踏まえた評価や今後の取組、方向性などを記載しております。

なお、8月9日に開催しました徳島県教育行政点検・評価委員会におきまして、進捗状況について委員からおおむね良好との評価を頂いております。

次に、資料2を御覧ください。

徳島県学校教育情報化推進計画の進捗状況についてでございます。

本計画では、本県の学校教育の情報化推進に関して、今後の施策の方向性をお示ししており、ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成など四つの分野において成果指標を設定しております。成果指標の進捗状況につきましては、教育DXタスクフォース部会での御意見等を踏まえ、毎年度点検、評価を行っております。

今後とも、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、適宜、本計画の見直しを図るなど、迅速かつ効果的な施策の推進に取り組んでまいります。

次に、資料3を御覧ください。

県立高校一人1台端末環境の復元についてでございます。

県立高校の一人1台端末につきましては、昨年夏からの故障多発による端末不足を受

け、一刻も早い環境の復元を図るため、1の端末配備状況に記載のとおり、本年1月から順次、各学校へ端末を配備しておりましたが、表の最下段、8月23日時点において、追加調達の4,000台に加え、株式会社四電工から無償提供された500台と株式会社四電工修理分の300台を合わせた計4,800台の配備が完了したところであります。

これにより、2の端末状況に記載のとおり、端末不足が解消するとともに、予備端末数が2,627台となるなど、新学期からは一人1台端末の環境が復元しております。

今後は、一人1台端末を有効活用していただけるよう、端末の配備状況管理はもとより、通信環境の改善にしっかりと取り組んでまいります。

次に、資料4を御覧ください。

通学区域制に関する有識者会議の概要についてでございます。

去る7月24日に開催いたしました第2回会議は、総合教育会議と合同で開催し、市町の長や副市町長、教育委員、有識者会議委員から、通学区域制の見直し・廃止についての御意見や、高校の特色化・魅力化、入試制度の改善・見直しなど制度変更に伴う課題についての御意見を頂きました。

2ページを御覧ください。

去る8月27日に開催いたしました第3回会議では、これまでの議論を踏まえ、通学区域制の見直しパターンや見直し手法について意見交換を行い、通学区域制を将来的に撤廃する方向で議論を進めることについて、委員間の共通認識が図られたところです。

一方で、通学区域制の撤廃には、中学校の進路指導への影響や遠距離通学者の増加など、多くの課題があるとの意見が出されたことから、今後は、今回の御意見等を踏まえ、通学区域制の撤廃時期や見直しの手法、想定される課題への対応などについて、先行県の状況等も踏まえ、更に検討を重ねていく予定としております。

なお、資料3ページから、会議資料の一部を抜粋したものを参考として添付しております。

次に、資料5－1を御覧ください。

県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程における令和7年度使用高等学校用教科用図書採択結果の概要についてでございます。

教科用図書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき、各学校を所管する教育委員会が採択を行うこととされております。

県教育委員会では、各県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程から提出されました採択希望一覧表を基に、高等学校用教科書目録（令和7年度使用）の第1部に登載された教科書全659種類のうち453種類、また、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書57種類につきまして、去る8月27日、教育委員会会議第9回定例会において採択を決定したところでございます。

なお、各学校の使用教科用図書の一覧につきましては、別添資料5－2に記載のとおりでございます。

次に、資料6－1を御覧ください。

徳島県子どもの読書活動推進計画（第5次推進計画）案についてでございます。

本計画につきましては、さきの6月定例会におきまして素案として御報告させていただき、県議会での御論議をはじめ、その後実施いたしましたパブリックコメントや、徳島県

子どもの読書活動推進協議会での御意見等を踏まえ、別添資料6－2のとおり計画案として取りまとめましたので、御報告させていただくものでございます。

今後とも、計画に掲げる基本理念に基づき、社会全体で子供の読書活動の推進に向けた環境づくりがより一層進むよう、関係機関との連携を密にし取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

近藤委員

通学区域制に関する有識者会議の開催結果について教育長から報告がありましたので、何点か確認をさせていただきます。

まず、会議概要の資料にもありますが、第3回有識者会議では、撤廃の場合の見直しパターンとして示された三つのパターンのいずれかに賛同する意見が多数を占め、将来的に学区制を撤廃する方向で議論を進めることについて委員間の共通認識が図られたとのことでした。

具体的には、撤廃する場合のパターンを、速やかに撤廃、準備期間を置いて撤廃、撤廃の時期を決めた上で段階的に見直し、の三つに整理しておりますが、これらのパターンに対して委員からどのような意見が出たのかももう少し詳しく教えてください。

藤坂教育創生課長

ただいま近藤委員から、学区制を撤廃する場合の三つのパターンについて、委員からどのような意見が出たのかといった御質問を頂きました。

第3回の有識者会議におきましては、2回目までの会議で出された委員の意見の中から、見直しのパターンとして、学区制の維持、撤廃に合わせて四つのパターンを整理して議論いただいたところ、明確に維持のパターンを支持するといった意見がなく、将来的に学区制を撤廃する方向で議論を進めることについて委員間の共通認識が図られたところでございます。

また、撤廃の三つのパターンにつきましては、いずれに対しても複数の委員から支持する意見が出されたところでございます。

具体的には、まず一つ目、速やかに撤廃のパターンにつきましては、すぐに撤廃し、それに合わせるほうがスムーズに移行できるといった御意見、子供や保護者が不公平を感じる制度を早く撤廃すべきなどの御意見がございました。

準備期間を置いて撤廃のパターンにつきましては、準備期間中に想定される問題に対応できる形にすべき、あるいは、遠距離通学の問題等がある中、速やかに撤廃するのは不安などの御意見。撤廃の時期を決めた上で段階的に見直しのパターンにつきましては、課題の解決策が示されなければ生徒の不利益につながるといった御意見、生じる問題が把握

し切れておらず準備期間を十分取ったほうが良いなどの御意見を頂いたところです。

また委員によっては、複数のパターンにまたがるような御意見もございましたので、どの意見が多かったといったところまでは一概には申し上げられない状況でございます。

近藤委員

会議概要の資料の中に、学区制撤廃に向けた検討課題として、複数の委員から、中学校の進路指導への影響、また遠距離通学者の増加などの意見が出たとありますが、今後の廃止時期の議論にも関係すると思いますので伺います。会議では、ほかにどのような意見が出たのか教えてください。

藤坂教育創生課長

会議で委員から、進路指導への影響などのほか、こういった意見があったのかといった御質問でございます。

不合格者の増加に関連した御意見としましては、高校の募集定員の設定の在り方や、自分の思うような進路が決定しづらい生徒にしわ寄せがあるのではないかとといった懸念の声がありました。遠距離通学者の増加に関連したものとしましては、交通手段の確保や経済的負担の増加、また移動時間のロスなどの御意見がございました。

また、高校の在り方に関連したものとしましては、高校の特色化・魅力化や、校舎など教育環境の整備、そのほか私立高校の少ない本県の特殊性を考慮した対応などの御意見を頂いたところです。

次回の会議では、先行県の状況等も踏まえながら、議論を深めてまいりたいと考えています。

近藤委員

今回で3回終わったということですが、今後、有識者会議として提言を取りまとめていくためには、子供たちの意見を取り入れた議論が必要と考えており、6月議会の当委員会でもそういう議論がございました。

生徒や保護者、教員へのアンケートを実施するものと承知しておりますが、具体的にどのようなアンケートを実施するのか、決まっていたら教えてください。

藤坂教育創生課長

生徒、保護者と教員へのアンケートをどのようにするのかといった御質問でございます。

今回のアンケートにつきましては、中学1年生から高校2年生までの生徒と保護者、中学、高校の教諭を対象として、インターネットを活用して学校現場の負担を極力軽減した形で9月中に実施したいと考えています。

また、アンケートの項目につきましては、回答者の所在地や学年などの属性のほか、現在の通学区域制についてどのように思うのか、高校を選ぶに当たっては何を重視するのか、中学生については、進学希望先などについても質問したいと考えております。

さらに、アンケート結果につきましては、属性などを基に分析した上で、第4回目の会

議でお示しして、議論の材料にさせていただきたいと考えています。

近藤委員

有識者会議は計5回開催するとのことでしたので、次回の第4回会議では、ほぼ結論に近いところまで意見をまとめていく必要があると思います。

大きなものとしまして、学区制の撤廃時期や、段階的に見直すのであれば撤廃までの移行方法などが議論され、おおよその方向性が見えてくる、正に山場を迎えると思いますので、公平な入試制度の実現に向け、しっかりとした議論がなされるよう要望して質問を終わります。

坂口委員

学区制のことについて質問させていただければと思います。

私は鳴門選出ですので、この学区制につきましては撤廃をしていただきたいということで、この2月の一般質問でも御質問をさせていただきました。

今回、総合教育会議等の会議がございまして、撤廃の方向で話が進み始めているのですが、正直驚いているというか、こんなに早く撤廃というワードが出てくるとは思っておりませんでした。

それで何点か御質問させてほしいのですが、こういった資料の中で遠距離通学というのがよくあるのですが、この遠距離通学の定義は何かありますか。何かざっくりとしていて、自転車で1時間なのか、JRを使って30分なのか、もし参考になるものがありましたら教えていただければと思います。

藤坂教育創生課長

遠距離通学の定義でございますが、遠距離に該当するかについては、一概に決まったものはないと考えております。生徒の主観にもよるところでございますが、よく出てくるキーワードとして、不本意な遠距離通学というのがあります。これについては、希望した高校よりも遠距離の高校に通学するようになったとか、そういったことが考えられるということで、すみません、かつちりと決まったようなものはないと考えております。

坂口委員

細かく何分、何時間とか、なかなか決めにくいものなのかなと理解しております。

先ほど藤坂教育創生課長からも、不本意な遠距離通学というのがあったのですが、これは学区制が廃止になった場合、生徒が好きな学校を受験できると理解をしているのですが、そうなれば点数だと思うのです。点数で行ける学校が決まってくるということになる、この不本意という言葉がなくなってくるのではないかと個人的には思っているところです。学区制を急に変えてしまうと、いろいろなことも想定されると思いますが、早めに学区制を廃止していただきたいという方々がたくさんいらっしゃる、その実現に向けて前向きに話をさせていただければと思っています。

あと、言葉の中で魅力化と特色化という言葉がよく出ます。この魅力化、特色化は何だか分かっているようで、かなりぼやっとしていると思うのです。この魅力化、特色化とい

うのは誰が決めるのか。教育委員会なのか学校なのか、それとも子供なのか。ずっとこの言葉って出ているのですけれども、そのあたりがよく分からないので、教えていただければと思います。

藤坂教育創生課長

高校の特色化・魅力化でございますが、これが誰にとってのことなのかといいますと、生徒にとってということで、生徒が主体的に学校を選んでいただけるように、学校はスクール・ミッション、スクール・ポリシーに沿って、どういう生徒を育てたいか、どういう生徒に来てもらいたいかをしっかりと広報周知して、生徒募集に当たっていくと。

例えば鳴門高校ですと、この前新聞報道されましたけども、来年度からEducationプログラムといった形で、教職を目指す生徒の学習の機会を与えるといったところで、今後、いろんな高校で特色化・魅力化に取り組んでいただければと考えています。

古川委員

点検・評価の資料の中で、教育委員の事案が載っています。今回改選があると聞いていますが、どの方がどういう理由で改選になるのか教えてください。

内海教育政策課長

教育委員につきましては、現在5名選任させていただいております。

こちらは知事が提案させていただいて、議会の同意を頂いております。それぞれ任期が4年となっております、期間がずれておりますので、それに合わせて前の方の任期が終わる頃に次の方の提案があると考えております。

古川委員

では教育委員の選任については、教育委員会はタッチしていないということでよろしいですね。

内海教育政策課長

教育委員の提案につきましては、知事が行っております。

古川委員

了解しました。

立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で教育委員会関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（11時40分）